

【川越市】幼稚園・認定こども園
預かり保育償還払い用

施設等利用費請求書（償還払い）
【令和元年 10月分請求】

原則、預かり保育を利用した翌月以降
にご請求ください。

（提出先）川越市長

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求します。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- ・市が当該請求に必要な市町村民の同意を得ること。
- ・市が特定子ども・子育て支援の請求者について対象施設を確認すること。

令和3年4月1日以降、押印は不要です。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	カワゴエ イチロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和60年 11月 1日
氏名	川越 一郎	※振込先は原則請求者名義の口座に限ります。		現住所	川越市元町1-3-1 電話：049-224-8811

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

フリガナ	カワゴエ タロウ	生年月日	平成27年 10月 1日
氏名	川越 太郎	認定番号	1120100000*****
		認定区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 <input type="checkbox"/> 新3号

3. 在籍する幼稚園、認定こども園、又は特別支援学校

フリガナ	カワゴエダイイチヨウチエン	所在地	〒	市内園に在園している場合、 記入不要
施設名称	川越第一幼稚園	(市外園を利用した場合のみ記入)		

4. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合(※1) は記入

フリガナ	
施設名称	利用の有無にかかわらず、在園している幼稚園が預かり保育を8時間以上・年間200日以上実施している場合、記入不可

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

5. 特定子ども・子育て支援利用料の償還払い請求額

在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※2 ※3	請求額 「c+d」か「月額上限額」の いずれか低い方の額 【月額上限額】新2号：11,300円 新3号：16,300円
施設に支払った金額(a) ※2 (特定費用を除く)	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aかbのいずれか低い方の額(c)		
8,850 円	15 日	6,750 円	6,750 円	円	6,750 円

提供証明内容

特定子ども・子育て支援の内容	提供日数等	提供時間帯 (標準的な利用時間帯)	費用 ※特定子ども・子育て支援 利用料の額
幼児教育	1日 ~ 31日	9:00 ~ 14:00	30,000 円
預かり保育事業	1日 ~ 31日 15日	8:00 ~ 18:00	8,850 円(a)

園から交付される「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内容確認書」から転記してください。

6. 振込先 ※施設等利用給付認定保護者以外の方の口座を指定す

必ず「1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）」
に記入した方名義のものを記入してください。
別の方の口座を指定する場合、委任状が必要です。

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当
埼玉 銀行 信用金庫 川越 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	カワゴエ イチロウ
	口座名義(カタカナ)	

「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収内容確認書」を添付して下さい。